

条例第 10 号

宇和島市特別会計設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 18 日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市特別会計設置条例の一部を改正する条例

宇和島市特別会計設置条例（平成17年条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） 第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 住宅新築資金等貸付事業特別会計 住宅新築資金等貸付事業</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） 第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 宇和島市住宅新築資金等貸付事業特別会計の令和5年度分の出納は、なお従前の例による。